

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第16回島根海区漁業調整委員会が、平成23年8月10日（水）に松江市の松江東急インで開催され、以下の議題について協議等が行われました。

1. 定置漁業権の移転について（諮問）

漁業権の移転については、漁業法第26条第1項の規定により「相続又は法人の合併若しくは分割以外による場合」は移転ができないこととなっています。ただし、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下、漁特法という）に基づき認定された「漁業経営の改善に関する計画（改善計画）」に従い経営組織を変更する場合は漁業権の移転が可能となる特例がもうけられています。

漁特法第10条第1項に基づき美保関大敷組合から定置漁業権移転認可申請が県知事あて提出されました。内容は株式会社化による改善計画を樹立、県知事が認可したものに伴う移転で、同法第10条第2項の規定により知事からこの漁業権移転について諮問がされました。

協議の結果、漁業権の移転について異議のない旨、答申することが確認されました。

2. 平成24年度全漁調連日本海ブロックに提出要望事項について

昨年に引き続き、「日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について」要望していくこと、また、今年度は島根県西側海域で韓国はえ縄船と本県小底との競合している実態に基づき、韓国はえ縄漁船の許可数を削減することを追加した内容となっている旨説明がされました。

委員からは、韓国の実効支配に改善が見られていない、弱腰外交になっているなど、辛辣な意見が出されました。非常に、困難で難しい事象であり、引き続きこの内容で要望書を提出していくことを了承しました。

隠岐海区で承認を得た後、幹事県の山口県に提出します。

3. 島根県資源管理指針の変更について（報告）

資源管理・漁業所得補償対策（資源管理・収入安定対策）の県の基本的方針を示した島根県資源管理指針に変更を生じたので報告がされました。

内容は野井の定置網が新たに資源管理（漁獲物体長制限・漁具の制限）に取り組み、「漁獲物体長制限・種苗放流」に取り組む計画であった平田地区の定置網漁業者が「休漁」を重点取り組みとして実施していくという変更です。